

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について

1 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を提示することにより、電子商取引や情報財取引等を巡る法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたってこの準則が参照され、新たな疑問点についての質問が経済産業省に寄せられるなどしており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修や日々の相談業務で活用しているほか、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた相談が持ち込まれることがあるなど、準則は着実に一般に浸透しつつある状況といえます。
- この準則は、電子商取引や情報財取引等を巡る取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

2 策定・改訂経緯

◆平成14年	3月	「電子商取引等に関する準則」策定
◆平成14年	7月	景品表示法に関する通達に関する記述の追加等2項目
◆平成15年	6月	インターネット・オークションに関する論点の追加等18項目
◆平成16年	6月	仲裁合意条項の有効性に関する論点の追加等14項目
◆平成18年	2月	民事訴訟法の改正に伴う論点の修正等6項目
◆平成19年	3月	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（名称変更）
		越境取引に関する論点の追加等15項目
◆平成20年	8月	SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
◆平成22年	10月	越境取引に関する論点の修正等23項目
◆平成23年	6月	ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正等23項目
◆平成24年	11月	共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加等21項目
◆平成25年	9月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等7項目
◆平成26年	8月	デジタルコンテンツに関する論点の追加等8項目
◆平成27年	4月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等3項目 論点の削除5項目、編集方針の策定
◆平成28年	6月	データ消失時の顧客に対する法的責任の論点1項目追加等
◆平成29年	6月	シェアリングエコノミーと兼業・副業に関する論点1項目追加等
◆平成30年	7月	AIスピーカーを利用した取引に関する論点2項目の追加等
◆令和 元年	12月	不正競争防止法及び著作権法改正に伴う論点4項目の修正等
◆令和 2年	8月	民法（債権法）改正に伴う修正等
◆令和 4年	4月	令和4年4月までに施行された新規、改正法令に伴う修正等
◆令和 7年	2月	デジタルプラットフォームやブロックチェーン技術を用いた価値移 転に関する論点追加等8項目